

本に賛意を表明してゐる。

斯くて労働立法に対して最初各団体は、意見が巨々であつた。此時本評議会
政府側では、主として機関紙を通じて、先づ、労働立法に對する根本的立場を
開りおとし、組合共は従くし労働組合の組織及活動の自由を確保すべきもの存
りあるべからずと主張し、政府の態度を監視すべき必要を力説した。

其の次、各ブルジョア政党、各資本家団体より、監視を要求改選運動起り、政
府の態度も案の如く、特つてまじらざり、改選に傾いた。

此頃より、各地の各団体間に於て政府案反対の改選運動が起り、其處で十
月十四日の第八回中央常任委員会に於て、大阪地方評議会よりの申請もあり、
先づ評議会の意見を明白に発表する事とし、労働法案を取巻く各政党各資本家
団体の改選意見を参照して、左の如き標語を決定した。

一 基本的標語

労働組合の組織及活動の自由也

二 反対標語

可法人格反対也

可組合賠償責任反対也

可地方長官の干渉反対也

可企業別差別の反対也

前各地に於て、先づ、各地毎に一切の條友団体と協力して原文配布、演説会
大会、示威運動等の方法を以て反対運動を起し連日全国統一的反対運動の計
画準備を爲す様、指令を發した。

此の前後に、東京、大阪其他に於いて、要法反対の爲の、各団体の共同標語
が結成された。

其後関東地方評議会より、普面を以て、失業反対運動の様にて労働立法対策
の全国委員会設置の提唱を來て爲す様にも連絡があつた。之れを十月二十日に
開催された第十回中央常任委員会は改選した。そして當時運動進行中なりし無
産政黨組織準備会の第二次会議も、近く東京に開催される予定なりしを以て、
その会議の前後に、協議する事亦最も妥當と考へ、野田委員長は口頭を以て官
業労働同盟に懇談した前、官業は同意されたが、別項無産政黨組織準備会の報
告の如く、第二次會議前夜は、大因礼も生じたる爲、実現を見るに至らなかつた。
亦しむがより第五十一議會開会と共に上程された政府案を見れば極端に改選
され、かつて社会府原案に在りし如き、組合員の保護條項は骨抜きとなり、同
体契約権の条項は削除され、加ふるに吾等の反対條項は、一切無視されおた
此点に於て、動議也、反対の気運は全国に昂まり、先づ大阪労働組合会議が